

保護者のみなさんへ

令和5年度から、 休日の中学校の部活動に代わる、 新しいスポーツ・文化活動環境の整備を進めます。

◆現在の部活動の仕組みは限界！

- これまで続けてきた少子化の影響で、多くの学校で生徒数が減少しており、『単独校でチームが組めない』、『そもそもやりたい部活が設置されていない』、『専門の指導ができる顧問がいない場合が多い』といったケースが増えています。
- 新潟県では今後も少子化が続き、15年後の15歳年齢は、現在の約2/3にまで減少することが予想されています。
- 今後、これまでの部活動の仕組みを継続したとしても、皆さんのが望むスポーツ・文化活動環境を提供することは、ますます困難となることが予想されることから、部活動に代わる、新しいスポーツ・文化環境を整備していく必要があります。

◆部活動に代わる、新しいスポーツ・文化環境とは？

- 同じ部活で活動をしていても、お子さんの中には、「全国大会での活躍を目指したい」、「プロになりたい」という目標をもっていたり、「友達と楽しい時間を過ごしたい」、「週末は勉強や趣味の時間にあてたい」と希望したりと、様々なニーズがあると思います。また、学校の部活動で行われない競技等(アーバンスポーツやダンス、演劇など)をやってみたいと思っているお子さんもいることでしょう。
- そんな、様々なニーズに応えるため、競技団体や文化団体、民間のチーム、地域のクラブチーム及び道場や楽団、芸術教室などが連携、協力しながら、その地域にとって望ましいスポーツ・文化環境を整備する必要があります。
- また現在、教育委員会を中心として、活動したい生徒すべてが参加可能な、競技力等の向上のみを目的としない活動機会を確保する「地域スポーツ・文化クラブ活動」の仕組みを作るための準備を進めています。

Q & A

Q. 令和5年4月から、部活動はなくなるのですか？

A. なくなりません。

令和5年度から令和7年度までの3年間で、休日の部活動の実施回数を段階的に減らし、新しいスポーツ・文化活動環境への移行を進めていきます。

多くの市町村では、令和5年度当初は、一部の競技等において、月に何日かの休日に「部活動」を行わないこととし、希望者はそれぞれの地域で提供される、地域の活動のいずれかにに参加することにしています。実施する競技等の数や、実施回数は、徐々に増やしていきます。

※県内には、平日の活動も同時に移行する地域や、令和5年度から原則休日の部活動を行わない地域、また令和5年度を準備期間と位置付け、令和6年度から移行を開始する地域などもあります。

Q. 私の住んでいる地域では、どのような活動が準備されますか？

A. それぞれの地域で活動する民間のチームやクラブチーム、楽団等については、それぞれの団体が出す情報を確認する必要があります。なお、教育委員会が関与する「地域スポーツ・文化クラブ活動」については、それぞれの市町村から情報提供される予定です。

それらの活動の中から、お子さんや保護者様のニーズに合った活動を選択していただくことになります。その際、平日の活動とは異なる競技等を選択することも可能ですし、また、いずれの活動にも参加しないことも可能となります。

なお、教育委員会が関与する「地域スポーツ・文化クラブ活動」については、すべての市町村ですべての競技等の活動を提供することができないことが想定されるため、近隣の市町村の活動への参加の可能性を含み、本年度中に、全県の活動リスト(R5年度版)を作成し、学校を通じ、各家庭に配付することにしています。

Q. 活動に参加する際の費用負担や、活動場所への送迎はどうなりますか？

A. 民間のチームや地域のクラブチームの活動への参加に係る費用は受益者負担となります。教育委員会が関与する「地域スポーツ・文化クラブ活動」への参加の際にについても、活動の運営に係る経費(指導謝金、会場使用料、消耗品代等)や保険料等は、基本的に受益者負担になりますが、令和5年度は国などからの財政支援により、負担が減る可能性があります。活動場所への送迎については大きな課題ですが、地域によって課題が異なるため、各市町村教育委員会で対応を検討中です。

Q. 大会への参加はどうなりますか？

A. 日本中体連及び新潟県中体連は、令和5年度より、学校を単位としない、地域のチームも中体連大会に出場できるように、大会参加規程を改訂しました。一方で、競技等によってその条件が異なっていることから、日本中体連ホームページ等から確認していただきたいと思います。

Q. 「地域スポーツ・文化クラブ」の運営者、指導者はどのような人ですか？

A. 教育委員会が関与する「地域スポーツ・文化クラブ活動」を運営する団体として、総合型地域スポーツクラブ、競技団体、スポーツ少年団等を想定しています。これらの団体は、国が示す指針(「ガバナンスコード」)に準拠した運営を行います。

指導者は、活動を運営する団体が任用する地域指導者で、その中には休日の活動の指導を希望する教員も含まれ、いずれも、資質向上のための研修を受講の上、指導を行います。